地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項前段の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年8月26日

岐阜県監査委員 林 幸 広 岐阜県監査委員 国 枝 慎太郎 岐阜県監査委員 鈴 土 靖 岐阜県監査委員 長 縄 直 子 岐阜県監査委員 南 圭 一

1 令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

			監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区 分					講じたもの*	
			A	В	С	A - B - C
団	指摘事項	出資·出捐団体	2	2	0	0
		補助金等交付団体	1	0	1	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		4	3	1	0
	指導事項	出資·出捐団体	2	1	1	0
		補助金等交付団体	1	1	0	0
体		指定管理者	0	_	_	_
	計		3	2	1	0
		出資·出捐団体	0	_	_	_
	検討事項	補助金等交付団体	0	_	_	_
		指定管理者	0	_	_	_
計		= +	0	_	_	_
	指摘事項	出資·出捐団体	0	_	_	
		補助金等交付団体	1	0	1	0
		指 定 管 理 者	0	_	_	_
所	計		1	0	1	0
管	指導事項	出資·出捐団体	0	_	_	
機		補助金等交付団体	0	_	_	_
関		指 定 管 理 者	0	_	_	_
	計		0	_	_	
	検討事項	出資・出捐団体	0	_	_	_
		補助金等交付団体	0	_	_	_
		指 定 管 理 者	0	_	_	_
計			0	_	_	_
合 計			8	5	3	0

^{※「}今回措置を講じたもの」については、令和4年8月2日に知事から通知があったもの

・指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

・指導事項:是正又は改善を求める事項

・検討事項:所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

⁽注) 監査結果の区分については、次のとおり。

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

補助金等交付団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
(補助金等の名称)			
岐阜県漁業協同組合	里川振興課	岐阜県水産業総合振興事業補	指摘事項について、当該団体か
連合会		助金(水産物販売促進緊急対策事	ら、以下のとおり対応したとの報
(岐阜県水産業総合		業)において、補助事業に従事し	告を受け、確認した。
振興事業補助金(水		た職員の給料、諸手当、賞与及び	
産物販売促進緊急対		法定福利費等を基に算定した時	令和3年12月3日の予備監査
策事業))		間単価に直接作業時間数を掛け	終了後、直ちに役員に状況を説明
		て人件費を計算しているが、時間	するとともに、12月22日に所管
		単価の算定を誤ったことにより、	課に対しても報告を行った。
		補助金 381 円が過大受給となっ	過大受給となっていた人件費
		ていたので、速やかに措置すると	に対する補助金については、381
		ともに、今後は適正に処理された	円を令和4年3月18日に県に返
		V,	還した。
			また、再発防止のため、補助対
			象経費及び人件費の計算につい
			ては表計算ソフトを活用した管
			理を行い、必ず複数人で確認する
			など、確認体制を強化する。

(2) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

出資 • 出掲団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置		
公益財団法人	地域産業課	令和2年度の決算において、退	指導事項について当該法人に		
セラミックパーク美		職給付引当金に係る期末所要額	対応を求めたところ、以下のとお		
濃		を計算するに当たり、職員1名分	り報告を受け、確認した。		
		の勤続期間の計算を誤ったこと			
		により、退職給付引当金及び退職	令和3年度の決算において、令		
		給付引当資産がそれぞれ284,220	和3年度積立額から過大分		
		円過大に計上されていたので、今	284,220円を差し引いた額を退		
		後は適正に処理されたい。	職給付引当金とし、積み立て誤り		
			の解消を図った。		
			また、再発防止のため、退職給		
			付引当金等計算を要する会計書		
			類については、点検人員を増加		
			し、違算の再発防止に努める体制		
			とした。		

(3) 所管機関監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置 補助金等交付団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
	(補助金等の名称)		
里川振興課	岐阜県漁業協同組合	岐阜県漁業協同組合連合会に	監査結果通知を受け、令和4年
	連合会	対する岐阜県水産業総合振興事	2月25日に農林水産省に対して
	(岐阜県水産業総合	業補助金(水産物販売促進緊急対	令和 2 年度国産農林水産物等販
	振興事業補助金(水	策事業) において、補助事業に従	売促進緊急対策事業費補助金実
	産物販売促進緊急対	事した職員の給料、諸手当、賞与	績報告書の再提出を行い、令和4
	策事業))	及び法定福利費等を基に算定し	年3月11日付けで農林水産大臣
		た時間単価に直接作業時間数を	からの額の再確定及び返還通知
		掛けて人件費を計算しているが、	があり、令和4年3月30日に381
		時間単価の算定を誤っていたの	円を返還した。また、岐阜県漁業
		に、実績報告書の審査及び確認が	協同組合連合会に対して、令和4
		十分でなかったため、補助金 381	年3月15日付で過大受給分の返
		円を過大交付していたので、速や	還を命じ、令和4年3月18日全
		かに措置するとともに、今後は適	額の返還を確認した。
		正に処理されたい。	当課として、確認が不十分であ
			ったことから、今後は要綱等を事
			前に再確認した上で、複数人によ
			る確認を実施することで、体制強
			化し、再発防止するように努める
			こととする。